

## 平成31年度事業計画

### 1 本協会をめぐる情勢と公益認定法人としての役割

本協会は、平安建都 1200 年記念事業で整備された梅小路公園を拠点として平成 7 (1995) 年に設立され、緑を生かした公園の魅力向上と、公園を拠点とした都市緑化に関する普及啓発活動、各地の緑の活動の支援などを行ってきました。「みどり」という公益性が高い分野で市民と行政をつなぐ重要な役割を担うため、平成 24 年 3 月に公益財団法人に移行し、京都市等関係機関、各地の緑の活動団体や市民、事業者との連携・協働によって、京都市緑の基本計画の推進をはじめ、「みどり」の保全・創出・育成に関わる役割を担っています。

平成 31 年度は、指定管理者の更新を迎えた梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園を継続して受託できたほか、新たに、深草墓園の指定管理業務を受託することができました。一方で、31 年度中に普及啓発事業等の公益目的事業を支えてきた財源の一部が失われる予定であり、32 年度は経営自律化（京都市出捐率の引下げ）も控えています。31 年度は、これらを含む以下の諸課題に的確に対応し、中長期的な視点に立ちながら事業を推進してまいります。

#### (1) 「みどり」に関する課題

##### ア 都市緑化に関する状況

地球規模の気候変動や都市ヒートアイランド現象の対策、防災・減災、生物多様性の確保、景観の向上等の多様な観点から、都市内の緑の重要性はますます増しています。公園緑地に限っても、憩いや遊び、健康づくり、ボランティア活動、コミュニティ形成等のさまざまな活動の拠点となることが期待されています。

近年は、都市の生物多様性への関心が高まりつつあり、本協会は、平成 21 年度から K B S 京都など関係団体・園芸家と協力し、京都の生活文化と密接に関連する稀少な山野草等「和の花」の展示会の開催や、保全のネットワークづくりに取り組んできました。「京都市生物多様性プラン」（平成 26 年 3 月）により、京都の歴史文化に関わる生き物の保全に関する各種事業が進められており、本協会は積極的に協力しています。

全国的には、民有地緑地の生物多様性への配慮を評価する認証制度や、生物多様性に配慮した植栽を推奨する自治体のガイドライン制定の動きが広がっています。また、自然（緑・水・生きもの等）が持つ多様な機能を省エネ・防災減災等に活用し持続可能な都市基盤・社会基盤を指す「グリーンインフラ（G I）」の概念が注目されています。本協会としても、ネットワークやノウハウを生かし、民有地を含め、都市における生きものや自然環境の保全・創出の取組みを一層推進する必要があります。

一方で、平成 29 年 6 月の都市公園法の改正により、都市公園に民間投資を誘導

し、その収益を公共に還元し、再整備や利便性向上を図る Park-PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）制度など、民間参画と利活用を促すための仕組みが作られました。公園管理運営手法にこうした変化が見られるなか、資金力が限られる本協会としては、緑の分野の専門性を発揮することによって様々な事業に参画し、公益目的事業を推進するための収益を確保しなければなりません。

森林に関しては、京都三山のほか全国的に、ナラ枯れ現象、増加したシカによる下層植生食害・土壌侵食等の森林環境の劣化が深刻な状態であり、都市住民、企業等を含めた多様な関係者が森林保全活動に参画できる場づくりが求められます。宝が池周辺の森林においては、そのような場として本協会を含む「宝の森」保全・再生協議会が平成 27 年度に発足し、連携をとって活動しています。

## イ 京都市緑の基本計画の推進

京都市「緑の基本計画」（計画期間平成 22 年～37 年）では、緑の量の目標や緑の機能に応じた配置方針などが掲げられ、これらを具体化するための 5 箇年計画である第 1 次「京（みやこ）のみどり推進プラン」（平成 23～27 年度）が実施されました。また、京都への文化庁移転、東京オリンピック・パラリンピック開催等の最近の情勢を踏まえた「市街地緑化の在り方」（平成 29 年 8 月）では、『どこを見ても庭園のように設えられている』緑の文化首都・京都を目指す」を基本コンセプトとして、様々な取組を進めることとしています。

この中には、質の高い緑の空間の整備（京都の庭園文化を生かした「雨庭」等）、特色ある大規模な公園の整備（梅小路公園の夜のにぎわい創出、円山公園の再整備等）、緑のまちづくり支援事業（地域主体の緑化活動の支援）、オープンスペースでの市民花壇（仮称）の推進、「和の花」による緑化の推進（御池通スポンサー花壇事業、和の花ネットワークの構築）等、本協会が積極的に取組んできた事業もしくは協会業務と関係の深い取組が多く含まれており、京都市と密接に連携し、積極的に市街地緑化を担う役割を果たす必要があります。

## (2) 本協会の組織課題

### ア 京都市からの経営の自律化と公益法人認定の継続

京都市外郭団体経営改革の一環として、本協会は 27 年度から自律化を進めていますが、自律化の最後の要件である基本財産の京都市出捐（えん）率の引き下げについては、32 年度までに達成するよう求められています。出捐率引下げに必要な自己資金を確保し、また、自律後も公益目的事業を積極的に推進するため、31 年度は、公園施設活性化による利用料金と自主事業の収入増、都市緑化分野におけるコンサルティング等の受託事業、販売事業の開拓等、さまざまな収益確保策に取り組む必要があります。

## イ 指定管理事業の課題

梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園の指定管理事業は、平成 30 年度の指定管理者公募を経て、本協会が次期指定期間（31～34 年度）の再選定を受けることができました。また、関西エリアでは珍しい公設の樹木型納骨施設を含む京都市深草墓園の指定管理業務（31～34 年度）を新たに受託することとなりました。

このうち、梅小路公園は、京都水族館、京都鉄道博物館等の再整備に続き、京都観光の新たなサブゲートとして位置づけられる JR 新駅「梅小路京都西駅」が平成 31 年 3 月 16 日に開業しました。また、公園周辺に多くのホテル立地計画が進んでいます。

本協会は、公園内の施設間の連携のため、「梅小路公園施設管理者連絡会」を 25 年度から運営し、来園者の満足度向上に取り組んできました。

平成 27 年 2 月に京都駅から梅小路公園周辺エリアの企業・団体でつくる「京都・梅小路みんながつながるプロジェクト」（京都・梅小路まちづくり推進協議会）が発足し、エリア活性化及び回遊性向上に取り組んでいます。また、京都駅の西部エリアの企業・団体・施設等から成る「京都駅西部エリアまちづくり協議会」（代表・森本幸裕・本協会理事長）が平成 28 年 3 月に発足しました。

新駅や周辺ホテル等の開業は、これまでにない新たな層の来園につながると考えられますが、混雑や施設劣化の懸念もあり、適切な維持管理により、一層の利用者満足度の向上が求められます。また、先に述べた各協議会の連携を十分に生かして、中長期的なエリア全体の活性化や、緑を生かした公園と地域のストック向上も視野に、活動する必要があります。

宝が池公園子どもの楽園では、子どもの自由で創造的な遊びを促すプレイパーク、豊かな自然環境を生かした自然あそび教室や創意あふれるイベントを行い、プログラムを充実させてきました。今後は平日のプログラムを充実させていく必要があります。一方で、周辺地域にシカが急増し、園内広場のフン害、プレイパークゾーン雑木林、園内植栽等の食害や土壌流出が急激に進んでいるため、京都市等と協議しながら、利用者の安全確保に努める必要があります。

深草墓園の指定管理業務は、近年多様な葬送のあり方の模索が始まっているなかで、京都市が新たに整備した樹木型納骨施設（樹木の下に遺骨を埋葬する施設）を含めて墓園の管理運営を行うものです。公園や庭園の管理運営の経験を活かすことにより、利用者の方々が安らぎや帰属感を得られる景色をつくり、最終的には、墓園の存在価値を高め、将来の世代に引き継ぐことを目指します。本協会としては新しい分野であり、業務研修の充実や地域連携の取組が必要です。

また、指定管理業務の事務所が 3 箇所となることから事務所間の密な連携を図っていきます。

## 2 平成31年度事業

I 公益目的事業 予算額 220,557 千円（前年度 208,638 千円）

I-1 都市緑化の普及啓発，緑化意識の向上及び緑豊かなまちづくりに寄与する事業  
予算額 199,852 千円（前年度 187,703 千円）

都市緑化の普及啓発，緑化意識の向上及び緑豊かなまちづくりを目的として，管理運営する公園等を拠点として，各地域において，講習会，イベント，広報その他様々な事業を行う。

### (1) 緑の学校の開設と人材育成

園芸・造園等に関する講習会・教室を行う「緑の学校」を運営し，地域で緑化活動を担う緑化リーダーも育成する。各講習会のテーマ，回数，募集方法等を見直し，1回当たりの効果の高い内容とする。

#### ア 園芸・花壇づくりの講習会

園芸の技術・知識の普及を図る園芸講習会，園芸療法士の指導により公園花壇管理を通じ健康な生活リズムをつくる「園芸セルフケア教室」，近年，関心が高い家庭菜園づくりに関する教室を開催。

#### イ 家庭の庭づくり講座

おもに家庭など身近なガーデニング（庭づくり）について，計画の立て方から造成，植栽，維持管理，庭での楽しみ方までシリーズで学ぶ。

#### ウ 京都ゆかりの和の花に関する教室，講演会等

京都の生活文化に密接な関係があり，絶滅の危機に瀕する希少な山野草等「和の花」を守り育てるため栽培方法等を学ぶ教室や，希少植物の保全に取り組む最前線の活動を紹介する講演会等を開催する。

#### エ 庭園ボランティアガイド講座

I-2ウ庭園文化講座の受講者等を対象に，「朱雀の庭」及び「いのちの森」をガイドするボランティアを募集し，庭・森の成り立ちや見どころ，案内方法等の研修を行うガイド養成講座を行う。

#### オ 緑の散策ツアー

各地の緑のスポットを訪ね歩き，緑にかかわる歴史文化や快適な生活環境づくりの取り組みを考える。庭園見学に絞った散策ツアー（京の庭めぐり）も造園家等の協力により開催する。

### (2) 自然環境に関する講習会・体験活動

#### ア 体験型講習会，自然観察会等

梅小路公園，宝が池公園子どもの楽園での自然観察会，子ども及び家族向け自然あそび教室の充実を図る。自然環境に根差した地域の歴史や生活文化を学ぶプログラムも行う。

#### イ 環境学習養成講座

体験型の環境学習の活動を支える人材（リーダー）の養成を，学習会や子ども向けプログラムの実践を通じて行う。

### (3) 花とみどりの相談所（緑の相談所）運営

#### ア 相談業務

植物，園芸等に関する無料相談を梅小路公園で行う。また，京都市と連携し，各地の緑のボランティア団体に対する活動支援として，団体からの要請により，公園外への出張相談・講習等にも積極的に応じる。

#### イ 京都ゆかりの稀少植物の保全・普及

各地の団体・個人と連携し，フジバカマなど京都ゆかりの和の花，稀少な山野草等の保全・繁殖により積極的に取組み，展示会等を通じた普及活動を行う。「京都市生きもの文化協働再生プロジェクト認定制度」の認定団体（企業等）のうち「和の花」保全に取り組む団体に対して，京都市の依頼により技術指導を行う。

#### ウ KES 生物多様性プログラムへの参画

KES（京都環境マネジメントシステム・スタンダード）の認証登録を行う特定非営利法人KES環境機構が26年度に試行的に導入し，27年度から本格実施している生物多様性プログラム「エコロジカルネットワークプロジェクト」の企画・実施に参画する。稀少植物の生息域外保全のほか，自社敷地緑化等にも取組んでおり，本協会は「和の花」を含む在来種植栽，グリーンインフラとしての「雨庭」（rain garden）の普及などに積極的に協力する。

#### エ 公益社団法人日本植物園協会の活動

本協会は，学術目的の植物園又は都市緑化植物園を運営していないが，緑の相談所を運営する団体として，（公社）日本植物園協会に入会（正会員）している。同協会が取組む稀少植物保全活動に協力するとともに，在京滋植物園情報交換会等を通じた情報交換及び同協会が持つデータ，ネットワークの活用を行う。

### (4) 緑のイベントの開催及び支援

#### ア 月間行事等

- ・「守ろう！古都の自然」キャンペーン，春季のみどりの月間，秋季の都市緑化月間における各種イベントの主催・協力を行い，京都新聞社，KBS京都等のマスメディアとの連携を図りながら，緑の文化や公園緑地の大切さについて理解を促す。【グリーンフェア春・秋，まちとみどり写真コンクールの共催，紅葉まつり等】
- ・地域イベントへの出展等を通じて，協会活動のPR，募金活動等を行う。【堀川

桜まつり，区民まつり等地域行事への参加，他府県公園でのPR参加】

#### イ 「みどり」に関連した多彩な教室の開催

草木染め，自然素材を用いたクラフト等のみどりに関する教室を開催する。

### (5) 市街地緑化事業

#### ア まちなみ緑化等支援事業

緑視率の向上及び町並み修景を図るため，和の花等の在来種や和のイメージの容器を使った京都らしい鉢物・プランターを，施設，住宅の軒下，マンション・事業所入口等の敷地に連続して設置し，管理していただく団体への技術的支援等を行う。

また，空き地・空き家の目立つ地域の防犯対策，通学路の安全対策等として，花と緑による修景や地域の交流を図る緑化活動の技術的支援等を行う。

#### イ 御池通スポンサー花壇巡回管理業務

京都市御池通スポンサー花壇の巡回管理を沿道「サポーター」や「京都みどりのサポーター協議会」のボランティアとの協働作業を通じて行う。スポンサーやサポーターを対象とする「御池通スポンサー花壇だより」の発行や，講習会の開催を通じて，花と緑に関する普及啓発を進める。

### (6) 緑の団体支援事業（京都市緑のボランティアセンター）

緑のボランティア団体の活動を支援し，情報交換を促し，市内各地で地域主体の緑化を推進するため，京都市緑のまちづくり支援事業を受託する。具体的には，梅小路公園緑の館内に設置された京都市緑のボランティアセンター専用窓口の運営を通じ，地域の団体への出張相談（講師派遣）、「和の花」を使った花壇や京都市設置の「雨庭」の管理支援・巡回点検，団体交流イベントの実施等を行う。

### (7) 公園緑地の利用促進及び多目的な機能の向上に寄与する事業

#### ア 梅小路公園指定管理業務の受託，関連事業の推進

JR嵯峨野線「梅小路京都西駅」の開業で新たな利用者層が見込まれることから，良好な維持管理水準により安全安心を確保し，利便性・満足度の向上のため積極的な改善を行い，他の公園内施設とも連携し，利用料金及び公園内自主事業等の増収に取り組む。【チンチン電車の運営，総合案内所の運営，京都音楽博覧会・手づくり市等のイベント誘致・共催】

#### イ 梅小路公園及び周辺エリアの活性化等に関する事業

「京都・梅小路みんながつながるプロジェクト（京都・梅小路まちづくり推進協議会）」及び「京都駅西部エリアまちづくり協議会」の構成メンバーとして，周辺地域のにぎわい創出の取組みを積極的に推進する。

「みんながつながるプロジェクト」の一環では，ルート環境整備事業を受託し，巡回清掃，案内，フラワースポット（コンテナ花壇）管理等を担う。芝生広場では，

28年度から行っている公園無料区域としては珍しいウインターオーバーシード手法によるオールシーズン緑化を継続する。

【公園施設管理者連絡会の運営，総合案内所の外国人対応，京都駅～公園ルート環境整備事業の受託】

#### ウ 宝が池公園子どもの楽園指定管理業務の受託

安全安心の確保とともに，各種イベントの開催や花壇の設置等親しみやすい空間づくりを通じて，有料駐車場の利用料金の増収等を図る。児童館，地域団体との共催イベント等にも取り組む。

#### エ 多世代向け事業（プレイパーク，青空健康づくりプログラム等）

梅小路公園，宝が池公園子どもの楽園で，子どもの「遊び，学び，体験」の場を提供するプレイパーク事業を行う。また，平日午前中に4歳児までの乳幼児と保護者，平日放課後の小学生を対象としたプログラムや多世代が交流できるプログラムを行う。

だれもが気軽にできる運動としてウォーキング教室等の健康づくりプログラムを実施し，人々の健康，生活の質（QOL）の向上を目指す。梅小路公園では京都鉄道博物館開業後のウォーキングコースを設定する。

【定例プレイパーク，梅小路公園ミニプレイパーク，子どもの楽園けむんぱくらぶ，昭和DAY，宝が池どんぐりまつり，ウォーキング教室，メタボボックス】

#### オ 公園ボランティアの運営，連携，支援

梅小路公園，宝が池公園子どもの楽園にかかわるボランティア活動を促進し，学生等の若い力も採り入れ，親しまれる公園づくりを進める。梅小路公園では，花壇管理，ビオトープ運営，市電車両の保全を中心に，宝が池公園子どもの楽園では，子どもの自然体験のサポートを中心に協力関係づくりと支援を行う。【梅小路公園サポーターの会の運営，京都ビオトープ研究会いのちの森モニタリンググループとの連携，セラピーガーデン管理活動，市電保全ボランティア活動協力】

#### カ 円山公園案内・管理補助業務

国の名勝であり市内有数の観光地である円山公園の施設の安全確認，樹木の枯損等の確認，サクラ開花や紅葉の状況等を含む各種の問合せ対応・案内を行う。祇園枝垂れ桜ライトアップ時のかがり火管理等のほか，花見ゴザ回収業務を新たに行う。

#### キ 岡崎公園芝生広場管理業務

梅小路公園芝生広場等の管理経験を活かし，岡崎公園の利用の中心である芝生広場の芝生の再生と維持管理に関する業務を京都市から受託する。

### (8) 広報・出版

#### ア 広報誌・パンフレット等の発行

広報誌「京のみどり」（季刊）により，都市緑化や京都の緑の文化に関する知識

の普及、京都市の緑の施策等の周知を行う。「和の花」保全・普及のための冊子を作成する。この他、各種事業、普及啓発のパンフレット等の発行を行う。

#### イ ホームページによる発信

京都市内全域、市外の人に興味を持ちコンテンツにアクセスできるよう、ホームページのリニューアルを進め、SNSの活用を図りながら、各種イベントの紹介、「京のみどり」コンテンツ、タイムリーな事業報告等の広報及び啓発を積極的に行う。また、これらによりアクセス数を増やし、広告収入の増収を図る。

### (9) 調査・情報収集

植物等の適切な管理及び各種事業の情報発信の基礎資料とするため、調査・情報収集を行う。梅小路公園いのちの森ではいのちの森モニタリンググループを通じ、宝が池公園周辺では「宝の森」保全・再生協議会を通じ、植生等のモニタリングを行う。いのちの森では、新たに長期的な保全管理計画をモニタリンググループ、京都市等の関係者ととともに作成し、引き続き、林相改善、特定外来生物の駆除、希少な山野草等の市街地のレフュジア（退避場所）とする。KESエコロジカルネットワーク参加企業が栽培している「和の花」の生育状況と環境条件の調査等を通じ、生息域外保全の手法の改善を図る。グリーンインフラの普及を図るため、研究者、造園業界、行政関係者が加わる「京都雨庭研究会」の運営を通じた情報収集やモデル雨庭の企画等を行う。

### I-2 京都の庭園の保全管理、庭園文化・技術の継承及び発展に寄与する事業

予算額 20,704 千円（前年度 20,934 千円）

京都の庭園の保全管理、庭園文化・技術の継承及び発展に寄与することを目的として、庭園の保全管理業務、その中での庭園講座等への活用、及び優れた庭園に関する情報発信を行う。特に京都市においては、年間観光客数、外国人宿泊客数とも増え続けており、その訪問目的は庭園及び庭園に関係が深い文化財が上位を占めていることから、京都の緑の文化の情報発信に重点を置く。

#### ア 梅小路公園「朱雀の庭・いのちの森」の良好な維持管理と運営

保存管理保全指針に基づき、複数年契約による計画的な景観づくりに努めるとともに、各種団体の研修受け入れや、夜間の新しい庭園活用イベント等を行う。ボランティアガイド（I-1(1)エ関連）に依頼し、市民の目線での情報発信及び見学誘導を積極的に行う。【研修・実習等活用行事の開催、いのちの森の泉の復元改修、案内掲示の充実、庭園夜間オープン日数の拡大】

#### イ 庭園情報の収集・発信

京都の優れた日本庭園の情報を収集し、ホームページ、広報誌「京のみどり」等

において実際に訪れていただくための発信を行う。特に、造園関係団体、大学等と協力し、制作している英文サイトを早期にスタート、充実させる。

#### ウ 庭園文化講座等

市民を対象として、日本庭園に関連する「緑の文化」、伝統的技術について理解を深めていただくことを目的に、歴史、デザイン等の庭園に関する文化を学ぶ連続講座等を実施する。また、(一社)日本造園修景協会の「伝統庭技研修会」の京都における開催に協力する。これらの講座等では、庭師が庭園の魅力を語る機会を増やし、庭師による庭園案内も行う。

#### エ 平安神宮神苑の和の花管理・池浚渫調査

26年度から本協会が策定業務を受託した名勝平安神宮庭園の保存管理計画に基づき、平安神宮神苑の和の花管理・池浚渫調査を行う。

## II 公園収益事業

予算額 142,648 千円(前年度 101,477 千円)

京都市梅小路公園指定管理業務及び宝が池子どもの楽園指定管理業務の中での収益事業(貸室運営、遊戯用電車運行、駐車場運営等)、国立京都迎賓館庭園保全管理業務、京都市深草墓園指定管理業務、及び自動販売機飲料販売事業等を行い、その収益を、公益目的事業及び法人業務の財源とする。

このうち深草墓園指定管理業務は平成 31 年度からの新規受託であり、新たに(公社)全日本墓園協会に加盟し、職員資質の向上や全国の情報収集等に努める。自動販売機飲料販売事業は減収を見込んでいる。

## III 法人業務

予算額 3,206 千円(前年度 3,123 千円)

京都市外郭団体中期経営計画に基づく経営自律化を進めるとともに、公益認定関連の法令及び内外の情勢に対応し、法人業務を行う。

### (1) 会計・税務・組織対応

公益認定の継続、公益目的事業の着実な遂行のための会計・税務・組織対応を引き続き進め、運営の透明性の確保に努める。

自律化の最後の条件である京都市からの出捐関係の解消については、平成 32 年度内の実施に向け、準備を進める。

### (2) 組織連携の強化と効率的な業務の遂行

平成 31 年度は深草墓園管理事務所を加え、4 事務所体制となる。引き続き、各

事務所の自律的な運営を進めるとともに、所属長会・各種企画会議・研修会等の開催による情報共有、事務所間の応援体制を強化し、事業を推進する。また、事業ごとに効果、経費、及び経費の回収可能性の検討を十分に行い、効率的な運営を行う。

### (3) K E S 認証の継続

平成 29 年度に認証を再取得した K E S（京都環境マネジメントシステム・スタンダード）の環境改善活動を継続し、省エネ・省資源等の業務の低負荷型化を進めるほか、都市の生物多様性確保など本協会の本来業務を生かした地域貢献活動を行う。

### (4) 計画的な教育及び研修の実施による職員の資質と能力の向上

指定管理業務、都市緑化の新規事業に対応するため、専門的な人材を採用、育成する。各事業で顧客満足度の向上を図ることができる職員を養成するため、マニュアル等の内部研修、専門分野の外部研修を行う。

パワハラ防止法等の法整備の動きを注視し、パワハラ等ハラスメント防止の研修等の取組みを行う。

また、市民からの信頼を活動の基礎に置く公益団体として、一層のコンプライアンス推進を図るため、コンプライアンス推進指針等の徹底を図る。